

指定管理者導入計画書

平成18年5月作成

(平成27年4月一部修正)

志布志市

1 計画策定の目的

この計画は、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づく指定管理者制度導入を、計画的かつ積極的に推進するため策定するものである。

2 計画策定の方法等

計画策定にあたっては、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、指定管理者制度検討委員会で検討された結果をもとに策定した。

(1) 策定の基本方針

- ① 本市の全ての「公の施設」の設置目的及び施設のあり方、管理運営の効率性・経済性等全般について検証を行い、指定管理者制度導入の適否を判断するものとした。
- ② 地域密着型の施設については、地域住民の活動等を推進するため、指定管理者制度へ積極的に移行するものとした。
- ③ 地域性や機能面から管理運営を統合することで効果が期待できる施設は、施設を取りまとめて指定管理者制度を導入するものとした。
- ④ 指定管理者制度導入は、平成18年度から導入条件等が整っている施設を順次導入するものとした。

(2) 判断基準等

下表の「指定管理者制度導入の判断基準」及び「施設管理区分」等を参考にするものとする。

指定管理者制度導入の判断基準	施設管理区分	内容等	導入時期等
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス内容の充実 ・ コスト削減 ・ 市直営の必要性 ・ 類似サービスを提供する民間事業者等の存在 ・ 収益の存在 	1 導入する施設	(1) 単独での導入施設	①平成18年度導入 ----- ②平成19年度導入 ----- ③平成20年度以降導入
		(2) 複合での導入施設	①平成18年度導入 ----- ②平成19年度導入 ----- ③平成20年度以降導入
	2 直営する施設	(1) 市が直接事業を実施している施設	
		(2) 導入効果が期待できない施設	
	3 廃止する施設	(1) 廃止する施設	
		(2) その他の活用施設（民間譲渡等）	

①平成18年度導入＝導入効果が認められる施設で、導入環境の整備が容易な施設

②平成19年度導入＝導入効果が認められる施設で、導入環境の整備に期間を要する施設

③平成20年度以降導入＝導入効果が認められる施設で、導入環境の整備に相当の期間を要する施設

3 導入計画

指定管理者制度検討委員会での決定を導入にあたっての基本的方向（導入計画）とするものとし、施設所管課は導入計画に基づき、計画的（年次的）に推進するものとする。なお、各年度の導入施設（更新を含む）は、改めてホームページ等で公表するものとする。

4 その他

この導入計画は、市のホームページ等で公表するものとし、指定管理者制度を導入したときは、施設所管課において、その導入成果等について検証するとともに、その内容等を公表するものとする。